

花巻市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

花巻市教育委員会

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定により策定された花巻市いじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめ防止等の対策を実行的に行うために、花巻市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携及びいじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し協議を行う。

(組織)

第3条 連絡協議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる団体等から選出された者について教育長が委嘱する。

- (1) 専門的な知識及び経験を有する者
- (2) 花巻市PTA連合会
- (3) 花巻市教育振興運動推進協議会
- (4) 人権擁護委員
- (5) 花巻警察署生活安全課
- (6) 岩手県福祉総合相談センター
- (7) 岩手県中部教育事務所
- (8) 花巻市小学校・中学校・高等学校生徒指導連絡協議会
- (9) 花巻市教育相談員
- (10) 花巻市教育委員会事務局

2 委員の任期は、委嘱を受けた日から、その年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 連絡協議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ会員の互選によって定める。

2 委員長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、連絡協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めた時は、連絡協議会に構成員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 会議は、公開とする。ただし、委員の発議があり、出席委員の3分の2以上が認めた場合は、非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 連絡協議会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。